

Title	生活時間を考慮した貧困分析
Sub Title	Time poverty and adjusted income poverty rates by housework time in Japan
Author	石井, 加代子(Ishii, Kayoko) 浦川, 邦夫(Urakawa, Kunio)
Publisher	慶應義塾大学出版会
Publication year	2014
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.57, No.4 (2014. 10) ,p.97- 121
JaLC DOI	
Abstract	<p>人間が生活していくうえで、時間はお金と同様に有限な資源であり、一定の生活水準を保つために最低限必要な量が存在するといえる。本稿では、通常の所得の貧困の計測に加え、家庭生活において必要な時間(家事・育児時間など)が確保されているかどうかに着目した時間の貧困を計測した。貧困を2次元で捉えることで、①どのような世帯で所得貧困・時間貧困が発生しやすいのか、②所得貧困と時間貧困は関連しているのか、③家事サービスの利用など(家事の外部化)により時間の貧困を所得で補うことで結果として所得貧困に陥る世帯はどの程度あるのか、について明らかにした。</p> <p>分析の結果、就業と子育てが時間貧困を引き起こす重要な要因であり、ひとり親世帯および未就学児を抱える共働き世帯において時間貧困に陥る確率が高くなることわかった。特に、ひとり親世帯では時間貧困のみならず同時に所得貧困にも陥っている世帯が多く、総じて子育て世帯においては時間貧困と所得貧困は必ずしもトレードオフの関係にはなっていないことも明らかになった。また、家事の外部化にかかる費用を考慮して所得貧困を計測した際に、所得貧困率が2.4%ポイント上昇することもわかった。これらの結果から、未就学児を抱える共働き世帯や、特にひとり親世帯におけるワークライフバランス施策のさらなる充実の必要性が浮かび上がった。</p>
Notes	「『日本家計パネル調査』を使った雇用政策評価分析」特集号#論文挿表
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20141000-0097">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20141000-0097</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 生活時間を考慮した貧困分析\*

石井 加代子  
浦川 邦夫

### <要約>

人間が生活していくうえで、時間はお金と同様に有限な資源であり、一定の生活水準を保つために最低限必要な量が存在するといえる。本稿では、通常の所得の貧困の計測に加え、家庭生活において必要な時間（家事・育児時間など）が確保されているかどうかに着目した時間の貧困を計測した。貧困を2次元で捉えることで、①どのような世帯で所得貧困・時間貧困が発生しやすいのか、②所得貧困と時間貧困は関連しているのか、③家事サービスの利用など（家事の外部化）により時間の貧困を所得で補うことで結果として所得貧困に陥る世帯はどの程度あるのか、について明らかにした。

分析の結果、就業と子育てが時間貧困を引き起こす重要な要因であり、ひとり親世帯および未就学児を抱える共働き世帯において時間貧困に陥る確率が高くなることがわかった。特に、ひとり親世帯では時間貧困のみならず同時に所得貧困にも陥っている世帯が多く、総じて子育て世帯においては時間貧困と所得貧困は必ずしもトレードオフの関係にはなっていないことも明らかになった。また、家事の外部化にかかる費用を考慮して所得貧困を計測した際に、所得貧困率が2.4%ポイント上昇することもわかった。これらの結果から、未就学児を抱える共働き世帯や、特にひとり親世帯におけるワークライフバランス施策のさらなる充実の必要性が浮かび上がった。

### <キーワード>

所得貧困、時間貧困、家事の外部化、ワークライフバランス、ひとり親世帯

## 1. 問題意識

1990年代後半以降、多くの先進国で貧困の拡大や格差の拡大を指摘する実証研究がなされてお

---

\* 本稿の分析に際して、慶應義塾大学パネルデータ設計・解析センターより「慶應義塾家計パネル調査」と「日本家計パネル調査」の個票データの提供を受けた。山本勲教授および別所俊一郎准教授には折に触れて貴重なコメントをいただいた。当然ながら、本稿の分析と結果の解釈の責任は筆者にのみある。

り、日本も例外ではない。それらの研究の大半は、所得や資産といった金銭的な尺度を用いて格差・貧困を測定している。人々の生活水準を評価する場合、間違いなく金銭的尺度はもっとも明瞭で扱いやすい尺度である。必要なものの大半はお金で買うことができるからだ。しかしながら、お金だけでなく、時間も生活水準を決定づける重要な要因の1つである。人間が生活していくうえで、時間はお金と同様に有限な資源であり、一定の生活水準を保つためには不足してはならないからである。

このような問題意識のもと、本稿では、子育て世帯と単身世帯、夫婦ふたり世帯を対象に、所得と時間の2つの次元から人々の生活水準を捉え、生活時間を考慮した日本の貧困率を計測する。所得の貧困については、生活保護の扶助基準を用いて世帯の種類ごとに細かく最低生活費を推計し、可処分所得が最低生活費を下回る世帯の割合を計測する。また、時間の貧困については、世帯内の成人の可処分時間から実際の労働時間と通勤時間を差し引いた際に、家庭生活を営むうえで必要最低限の時間が残らない世帯の割合を計測する。貧困を2次元で捉えることにより、①どのような世帯で所得貧困・時間貧困が発生しやすいのか、②所得貧困と時間貧困は関連しているのか（「貧乏暇なし」は本当なのか）、③家事サービスの利用といった家事の外部化により時間の貧困を所得で補う必要性から、結果として所得貧困に陥る世帯はどの程度あるのか、について明らかにすることができる。

金銭的尺度を用いた日本の貧困研究はすでに多くなされてきている<sup>1)</sup>。また、人間にとって必要な財、社会関係がどれだけ欠乏しているかに注目する多次元的な分析（相対的剝奪指標や社会的排除指標を用いた分析）も、僅かながら存在する<sup>2)</sup>。しかしながら、人々の生活時間に着目した貧困の計測は、諸外国で研究されているものの、日本においては筆者らが知る限り未着手のテーマである。近年、夫婦が共働きのケースや世帯主が非正規就労で不規則な労働環境下にあるケースが増加しており、家計のライフスタイルは多様化している。そのため、普段の家庭生活での活動（家事・育児・買い物など）に利用可能な時間は世帯ごとに大きく異なり、家庭生活に十分な時間を割くことが困難な世帯も増加していると考えられる。家庭生活に必要な時間が足りない世帯では、家事代替サービスを購入するなどの追加費用が生じるため、最低生活に必要な所得水準も変わりうる。生活時間という観点も含めて、多角的に貧困を計測することで、日本の貧困の現状をより明確に把握することができるであろう。

厚生労働省が発表している「平成22年国民生活基礎調査」のデータに基づく2009年の等価可処分所得による相対的貧困率は16.0%であり<sup>3)</sup>、2000年代半ばの値として発表されている経済協力開発機構（OECD）加盟国の平均値10.6%<sup>4)</sup>よりも高い。さらに、日本では子どものいる世帯における貧困率は高く、育児の時間的負担を加味すると、時間的にも金銭的にも厳しい状況に直面して

1) 大竹（2005）、橘木・浦川（2006）、石井・山田（2007）、小塩・浦川（2008）などを参照。

2) 橘木・浦川（2006）、阿部（2007）などを参照。

3) 厚生労働省「平成22年国民生活基礎調査の概況」を参照。等価可処分所得とは世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得であり、ここでの相対的貧困線は、等価可処分所得の中央値の半分と定義されている。

4) 相対的貧困率のOECD加盟国の平均値は、OECD Factbook 2010を参照。

いる世帯が多く存在していると考えられる。近年重要視されている子育て世代におけるワークライフバランスの達成に向けて、どのような世帯を対象にいかなる政策が必要なのか、この研究を通して示唆することができるであろう。

## 2. 所得と時間を考慮した貧困に関する先行研究

従来の金銭による貧困の測定に時間の概念を加え、2次元から貧困を捉えた実証研究の先駆者は Vickery (1977) である。Vickery (1977) は、Becker (1965) の家計内配分モデルにもとづき、家計の資源は「資産」、「時間」、「世帯員の能力」からなると定義した。Becker (1965) のモデルは、各世帯が世帯員の能力にもとづいて市場での労働と家事労働に時間を適切に配分することで、家事の最適な水準や所得・消費の最適な水準が決定されるとしている。ここでの理論を踏まえ、Vickery (1977) はアメリカのデータをもとに2次元的貧困線を提示している。具体的には、世帯類型ごとに最低必要所得 ( $M_0$ )、家事労働必要時間 ( $T_1$ )、家事労働を外部化した場合の必要所得 ( $M_1$ ) を推定している。さらに、各世帯類型が貧困から抜け出すための賃金率 (critical wage rate) を算出している。

Vickery (1977) の2次元的貧困線の概念を踏襲した研究はいくつか存在する。たとえば、Douthitt (2000) はアメリカの1985 Time Use Survey を用い Vickery (1977) の研究のアップデートを試みている。また、Harvey and Mukhopadhyay (2007) では、1990年代後半のカナダにおける2次元的貧困率を計測し、ひとり親世帯 (子ども2人以上) の時間貧困率が高いことを示している。そのうえで、時間不足の世帯における家事・育児などの外部化コストを考慮すると、所得貧困率が約2%ポイント上昇することを推計している。同様に、Kalenkoski et al. (2011) では、時間貧困と相関のある諸変数を American Time Use Survey Data から検証し、所得の貧困は時間の貧困と統計的に無相関であることを示している。さらに、ひとり親世帯、ふたり親世帯ともに、子どもの多い家庭で時間貧困率が高く、子ども1人の増加は、大人の日常の裁量時間 (discretionary time: 睡眠や身支度、家事・育児全般、労働以外に充てることが可能な時間) を1日約35分減らすことを明らかにしている。また、Burchardt (2008, 2010) は、UK Time Use Survey 2000を用い、学歴や所得、人種などの個人属性と時間貧困との関係を明らかにし、そのうえで、世帯類型ごとに利用可能な資源 (時間、人的資源、社会保障給付) と遂行すべき責務 (個人的ケア、育児、介護など) を考慮し、余暇と労働への実現可能な時間配分と所得の組み合わせについて分析している。その際、家事サービスの購入による所得と時間の代替についても考慮している。

また、時間という一側面だけに焦点を当て貧困を分析した研究もいくつかある (Goodin et al., 2004, 2005, 2008; McGinnity and Russell, 2007; Warren, 2003など)。Goodin et al. (2005, 2008) では、時間貧困の定義について綿密な議論を行い、そのうえで、国ごとの社会保障制度の違いが個人の裁量時間の多寡にどのような影響を与えているかといった研究を行っている。一方、McGinnity and Russell (2007), Warren (2003), Goodin et al. (2008) では、時間貧困の性差という観点のもと、世帯内における有償労働と無償労働への時間配分の男女差について分析している。

時間と所得による2次元的貧困の研究は、筆者らが知る限り日本において未着手のテーマであるが、生活時間に関する分析はいくつかある。子育て世帯のワークライフバランスに主に焦点を当てており、特にひとり親世帯において仕事と育児による時間的負担を示唆するものが多い(田宮・四方, 2007; 労働政策研究・研修機構, 2012; 内閣府編, 2013など)。田宮・四方(2007)では、母子世帯に焦点を絞り、仕事と育児の両立について国際比較の観点から分析を進め、日本のシングルマザーは欧米各国と比較して顕著に仕事時間が長く、育児時間が短いことを指摘している<sup>5)</sup>。労働政策研究・研修機構(2012)では、「子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査」を実施し、それにもとづきさまざまな集計を行っている。その結果、仕事を持つ保護者のうち、「仕事と家庭生活の間でコンフリクト(衝突)が起きる頻度」が「ほぼ毎日」と回答した割合は母子世帯16.8%, 父子世帯13.8%, ふたり親世帯(母親が回答)7.6%であり、ここでもひとり親世帯における時間的負担の大きさがみられる。また、内閣府編(2013)『子ども・若者白書』では、1週間のうち母親と会話する時間が4時間以下しかとれない子どもが1割、父親と会話する時間が4時間以下の子どもは3割存在(2009年)することを明らかにしている。このような状況を踏まえると、所得のみならず時間も加えて貧困を計測することで、特に子育て世帯における生活の困窮状況をよりの確に把握することができると考えられる。

### 3. 分析のフレームワーク——所得と時間による2次元的貧困線

本節では、Vickery(1977)およびHarvey and Mukhopadhyay(2007)を参考に、本稿の分析フレームワークである所得と時間による2次元的貧困線を説明する。なお、所得貧困および時間貧困に関するそれぞれの定義については次項で説明する。

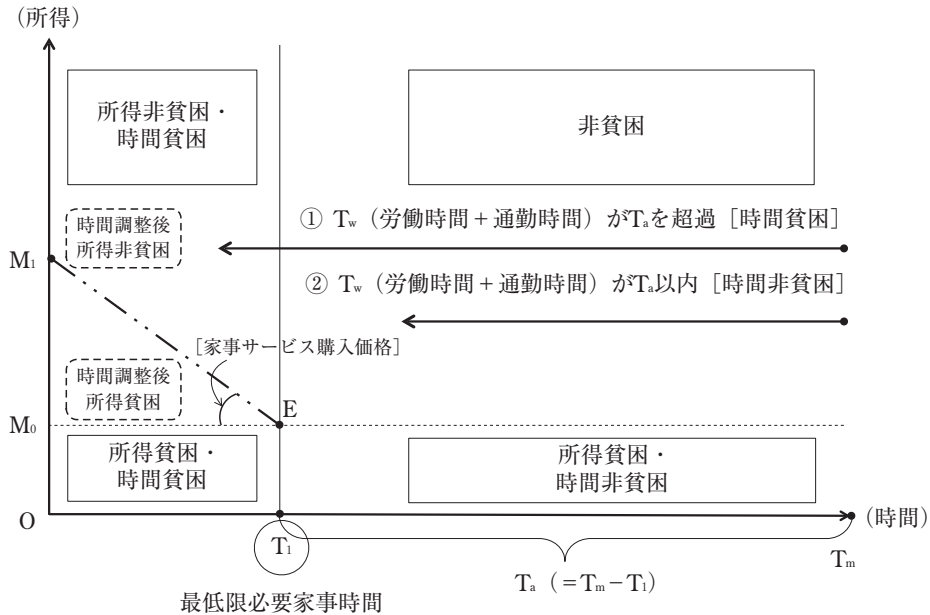
図1は、所得と時間による2次元的貧困線を表したものである。縦軸に所得、横軸に時間をとり、 $M_0$ は最低限必要な所得を示す所得貧困線、 $T_1$ は最低限必要な家事時間を示す時間貧困線である。横軸の最大値である $T_m$ は可処分時間を表しており、具体的には1日24時間から基礎的活動時間(睡眠・食事・身の回りの用事(排泄・入浴・身支度など))を差し引いた値をとる。 $T_m$ から $T_1$ を差

5) 具体的には、6歳未満の子どもを抱えるふたり親世帯の母親とひとり親世帯の母親の労働時間の差を日米比較し、アメリカでは仕事時間の差は1時間未満であるのに対し、日本では4時間以上あり、有業者だけを比較しても2時間以上あることを明らかにしている。また、その差は1980年代から2000年代にかけて拡大しているとも指摘している。

6) なお、Vickery(1977)では、世帯の家庭生活を機能させるために睡眠・食事・排泄・入浴・身支度といった基礎的な活動時間以外に1世帯当たり最低限2時間/日(これを $T_0$ と定義)は家庭での時間を持たなくてはならず、所得の多寡にかかわらず、 $T_0$ が2時間/日を下回ると、その世帯は貧困と定義するとしている。すなわちここでの2時間/日は所得で代替することができない必要時間である。Vickery(1977)では具体的な説明はないが、推測するに、母乳育児をしている母親が授乳に費やす時間、親子や夫婦の関係を維持するために最低限必要な会話やスキンシップをはかる時間がこれに当てはまるであろう。Vickery(1977)を踏襲したHarvey and Mukhopadhyay(2007)では、理論モデルの説明では $T_0$ を取り上げているが、データを用いた実証分析では $T_0$ を扱わず $T_1$ のみで時間貧困を推計している。そこで本稿では $T_0$ が示す時間を最低限必要な余暇時間を含めてカウントすることとし、分析フレームワークでは $T_0$ を具体的に設定しない。



図1 所得と時間による2次元的貧困線



出所：Vickery (1977) および Harvey and Mukhopadhyay (2007) を参考に筆者らが作成。

し引いた値は  $T_a$  であり、原点に向かって実際の労働時間  $T_w$  (通勤時間も含む) が  $T_a$  を上回り、時間貧困線である  $T_1$  を侵食する場合、その世帯は時間貧困であると判断する。なお、家事労働と市場労働は成人の世帯員によって担われると仮定し、パラメータの各値は世帯内の成人の時間の合計値となる。また、 $M_0$ 、 $T_m$ 、 $T_1$ 、 $T_a$  のいずれのパラメータも世帯類型によって異なる値をとる。 $M_0$  と  $T_1$  の2軸により、右上の領域を「非貧困」、右下の領域を「所得貧困・時間非貧困」、左上の領域を「所得非貧困・時間貧困」、左下の領域を「所得貧困・時間貧困」の4分類に分けることができる。

さらに、「所得非貧困・時間貧困」においては、家事サービスの購入（外食や保育サービスの利用など）といった所得による時間の代替を想定することで、2タイプに分類することができる。所得貧困線と時間貧困線の交点である E 点から家事サービスの購入価格を傾きに持つ曲線を引くと、縦軸との交点  $M_1$  は必要な家事労働をすべて外部化した場合の最低限必要な所得となる。曲線よりも上の範囲は、時間貧困を賄うために家事サービスを購入しても所得貧困に陥らない世帯（「時間調整後所得非貧困」）、曲線よりも下の範囲は、時間貧困を賄うために家事サービスを購入すると所得貧困に陥ってしまう世帯（「時間調整後所得貧困」）に分類することができる。

### (1) 所得貧困線の設定

本稿では、日本の公的扶助制度である生活保護の扶助基準をもとに所得の貧困線を定義する。

貧困線の定義の仕方は一般的に2種類あり、1つは絶対的 (absolute) なもの、もう1つは相対的 (relative) なものである。絶対的な定義では、生活をするのに最低限必要な量 (ここでは所得) を測定し、その値にもとづいて貧困線を定める。一方、相対的な定義では、着目する変数 (ここでは所得) の社会全体の分布と照らし合わせて貧困線を定める。所得の相対的貧困線として一般的に用いられているものは、世帯人数の差異による規模の経済を考慮した等価可処分所得<sup>7)</sup>の分布における中央値の50%を貧困線とする方法である。

本稿の所得貧困線が依拠する生活保護の扶助基準は、日本国憲法第25条が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」を具体化した基準であり、現行では「水準均衡方式」により一般国民の消費水準に均衡するよう扶助基準を定めている。その意味で、生活保護の扶助基準は相対的な観点から貧困を定義していると考えられるが<sup>8)</sup>、「健康で文化的な最低限度の生活」を達成するうえで必要不可欠な絶対的な基準として捉えることも可能であろう。

扶助基準では、世帯員の年齢と人数によって定義される基本的経常的経費である生活扶助基準【A】をベースに、該当する世帯について以下の【B】から【F】を足し合わせていくことで最低生活費を算定している。なお、扶助基準では、地域ごとの生活様式や物価の違いを考慮し、全国を6区分の級地 (1級地-1, 1級地-2, 2級地-1, 2級地-2, 3級地-1, 3級地-2) に分類して基準額を設定している。

#### [生活保護制度における最低生活費の算定方法]

- 【A】 世帯員の年齢と人数によって定義される基本的経常的経費である生活扶助基準
- 【B】 特定世帯に対する加算 (障害加算, 母子加算, 児童扶養加算, 妊産婦加算など)
- 【C】 賃貸住宅に居住する世帯に支払われる住宅扶助基準
- 【D】 子どもを扶養する世帯に対する教育扶助基準・高等学校等就学費
- 【E】 介護費用が生じた世帯に対する介護扶助基準
- 【F】 診療等の費用が生じた世帯に対する医療扶助基準

本稿では、分析対象世帯の手取り所得が、算出された最低生活費を下回っている場合、その世帯を「所得貧困」とみなすこととする。具体的には、最低生活費の算出について、生活扶助基準【A】、母子世帯加算と児童養育加算【B】、住宅扶助基準【C】、教育扶助基準と高等学校等就学

7) 等価可処分所得とは世帯員1人当たりの可処分所得を示すものであり、世帯の可処分所得を等価尺度 (一般には世帯員数の平方根) で割ったものが用いられる。等価計算をすることにより、複数人が同居することによって生じる規模の経済性を考慮して、世帯員1人当たりが享受できる所得水準を算出することができると考えている。等価尺度にはいくつかのヴァリエーションがあり、たとえば、イギリスでは世帯員の年齢ごとに異なる等価尺度を用いる McClements scale が一般的に用いられている。

8) 生活保護の制度発足当初は、マーケット・バスケット方式 (1948-60年) により、最低生活を営むために必要な衣食住に係る費用を積み上げて扶助基準を算出、その後、エンゲル方式 (1961-64年) により、最低限必要な食費とエンゲル係数の理論値から総生活費を逆算し扶助基準を求めており、絶対的な観点から貧困を定義していたと考えられる (参照: 厚生労働省第2回社会保障審議会生活保護基準部会資料「生活保護基準の体系等について」<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001d2yo-att/2r9852000001d31w.pdf>)。

表1 JHPS2011-2013における最低生活費の推計値

	(円/月額)					
	1 級地		2 級地		3 級地	
	平均値	観測数	平均値	観測数	平均値	観測数
単身世帯	121,698	196	103,805	103	79,415	63
ひとり親世帯	239,611	35	189,157	25	184,202	13
ふたり親世帯 (末子6歳以上)	234,897	420	221,643	265	190,865	208
ふたり親世帯 (6歳未満1名)	233,906	201	219,492	111	190,723	109
ふたり親世帯 (6歳未満2名以上)	242,988	85	218,979	54	204,127	46
夫婦ふたり世帯 (子どもなし)	145,122	254	117,536	202	107,840	154
合計	197,671	1,191	176,430	760	158,320	593

出所：2010-2012年の生活保護の扶助基準に従い、JHPS2011-2013を用いて筆者らが作成。

費【D】を考慮して、分析対象となる世帯ごとに最低生活費を算定した。特定のデータの所得分布から貧困線を出す場合は、利用するデータの代表性を十分考慮する必要があるが、本稿は扶助基準に従っているため、その点は問題にならない。また、Vickery (1977)をはじめとする複数の先行研究において、世帯を単位とした所得貧困が算出されており、過去の分析との比較が容易である。

生活扶助基準【A】については、級地、世帯員の年齢、世帯員数ごとに生活扶助基準（第1類）、生活扶助基準（第2類）、通減率を算出し、規定どおりの計算を行った。母子世帯加算【B】については、母子世帯を対象に級地と児童数ごとに加算額を算出、児童養育加算【B】については、児童の年齢と児童の人数（第何子か）に応じて加算額を算出した。住宅扶助基準【C】については、賃貸住宅に居住する世帯のみを対象に、級地と世帯規模ごとに定められている基準額と特別基準額を分析対象世帯ごとに算出した。教育扶助基準と高等学校等就学費【D】についても、規定どおり、児童の通っている学校種ごとに規定額を算出した。なお、介護扶助と医療扶助については、利用するデータの制約上、世帯全員の介護費と医療費を把握することができないため、最低生活費の計算から除いている。このような方法で算出した最低生活費の推計値について、世帯類型ごとの平均値を表1に掲載する。

## (2) 時間貧困線の設定

時間に関する貧困線の定義にもさまざまなものがある (Burchardt, 2010; Kalenkoski et al., 2011)。

Vickery (1977), Harvey and Mukhopadhyay (2007) などの研究では、時間貧困線 (図1における  $T_1$ ) を最低限必要な家事時間として定義している。市場での労働時間が長く、最低限必要な家事時間を確保できない場合、その世帯は時間貧困であると判断される。ここでの最低限必要な家事時間は、炊事、洗濯、育児・介護、買い物といった一連の家事作業を全く外部化 (外食や出前、お惣菜の購入、市場での家事関連サービスの購入など) しない場合に最低限必要となる家事時間を表している。Vickery (1977) では、当時の生活時間調査を参考に、少なくとも専業主婦 (主夫)

9) Kathryn E. Walker and Margaret E. Woods らが1976年に発表した "Time Use: A Measure of Household Production of Family Goods and Services" を用いている。



が1人いる世帯における家事時間の平均値を最低限必要な家事時間としている。Harvey and Mukhopadhyay (2007) もこれに倣い、カナダの General Social Survey から同様の値を算出している。基礎的活動時間（睡眠・食事・身の回りの用事（排泄・入浴・身支度など））については、生活時間調査をもとに、成人の平均値を当てはめている。具体的には、Vickery (1977) では United States 1966 Michigan Time-use survey を参考に成人の基礎的活動時間の平均値10.2時間/日を利用、Harvey and Mukhopadhyay (2007) では、カナダにおける同様の調査データから成人の基礎的活動時間の平均値10.5時間/日を利用している。さらに、両研究では最低限必要余暇時間を設けており、これについて Vickery (1977) では10時間/週、Harvey and Mukhopadhyay (2007) では14時間/週と定めている。Burchardt (2008, 2010) においても、絶対的観点から時間貧困を定義している。基礎的活動時間については Vickery (1977) などの先行研究での設定値を参考に、育児時間についてはイギリスの育児のガイドラインを参考に、家事時間については家事作業を全く外部化しない世帯における家事時間の平均値を当てはめて、それぞれ最低限必要時間を設定している。

本稿では、これらの研究を参考として時間貧困線を定義する。具体的には、総務省「平成23年社会生活基本調査」を参考に、基礎的活動時間（睡眠・食事・身の回りの用事（排泄・入浴・身支度など））と最低限必要家事時間 ( $T_1$ ) を設定する。「社会生活基本調査」は総務省が5年に一度、日本国民における生活時間の配分や余暇における主な活動の状況などを明らかにするために行っている調査であり、平成23年調査では約8万3,000世帯の10歳以上の世帯員約20万人を対象としている。

基礎的活動時間については、男女別に20-64歳における週全体の平均値を用いた。内訳としては、睡眠時間は男性で7.5時間/日、女性で7.2時間/日、身の回りの用事は男性で1.1時間/日、女性で1.5時間/日、食事は男性で1.5時間/日、女性で1.6時間/日である。さらに、先行研究に倣い、基礎的活動時間には最低限必要な余暇時間を含めることとした。これについては、月曜日から金曜日は1時間/日、土曜日と日曜日は3時間/日と仮定した。

最低限必要家事時間 ( $T_1$ ) については、炊事、洗濯、育児・介護、買い物といった一連の家事作業を全く外部化（外食や出前、お惣菜の購入、市場での家事関連サービスの購入など）しない場合に最低限必要となる家事時間を意味するため、分析対象となる世帯類型ごとに、少なくとも無業の成人1人がいる世帯における家事時間の平均値を当てはめた。具体的には、夫婦と子どもからなる世帯および夫婦ふたり世帯においては夫が有業で妻が無業である世帯における家事時間、単身世帯およびひとり親世帯においては無業世帯における家事時間を参照した。家事活動としては、「社会生活基本調査」より、家事、看護・介護、育児、買物を考慮している。なお、男性の単身世帯においては、他の世帯と比較して家事時間の平均値が大幅に短い。おそらく、男性の単身

10) 厚生労働省「健康づくりのための睡眠指針2014」では、必要睡眠時間について具体的な数値は示されておらず、必要な睡眠時間は人それぞれであり、昼間の眠気で困らない程度の睡眠が必要とされているため、本稿ではいろいろな生活状況にある人々の平均値で代用した。なお、特に、睡眠時間においては平日と休日（土曜日・日曜日）の差が大きく、平日は短く休日は長い傾向があるため、週全体の平均値を用いた。

表2 世帯類型ごとの基礎的活動時間および最低限必要家事時間

(時間)

	総時間 (V) week	基礎的活動時間 (T <sub>c</sub> )				可処分 時間 T <sub>m</sub> (V-T <sub>c</sub> ) week	最低限必要家事時間 (T <sub>1</sub> ) <sup>*1</sup>					配分可 能時間 T <sub>a</sub> (T <sub>m</sub> -T <sub>1</sub> ) week	
		week	day	day	day		day	day	day	day	day		合計 week
夫婦と子どもの世帯 (夫有業, 妻無業)													
末子年齢6歳以上 <sup>*2</sup>	336	165.5	2.0	6.0	170.5	5.5	0.2	0.4	1.2	50.9	119.6		
6歳未満が1人(在園児なし) <sup>*2</sup>	336	165.5	2.0	6.0	170.5	4.0	0.1	5.0	1.1	71.3	99.2		
6歳未満が2人以上(在園児なし) <sup>*2</sup>	336	165.5	2.0	6.0	170.5	3.7	0.1	6.2	1.0	77.0	93.5		
Vickery(1977) <sup>*</sup>	336	162.8	2.0	5.0	173.2	-	-	-	-	62.0	111.2		
Harvey and Mukhopadhyay(2007) <sup>*</sup>	336	175.0	4.0	4.0	161.0	-	-	-	-	74.6	86.4		
夫婦のみ世帯	336	165.5	2.0	6.0	170.5	4.3	0.1	0.1	1.1	39.4	131.1		
Vickery(1977) <sup>**</sup>	336	162.8	2.0	5.0	173.2	-	-	-	-	43.0	130.2		
ひとり親世帯(無業の母子世帯) <sup>*3</sup>	168	83.2	1.0	3.0	84.8	3.5	0.1	1.1	1.0	39.3	45.5		
Vickery(1977) <sup>***</sup>	168	81.4	1.0	2.5	86.6	-	-	-	-	57.0	29.6		
Harvey and Mukhopadhyay(2007) <sup>***</sup>	168	87.5	2.0	2.0	80.5	-	-	-	-	52.0	28.5		
男性単身世帯(無業) <sup>*4</sup>	168	82.3	1.0	3.0	85.7	2.3	0.1	0.0	0.6	21.2	64.5		
女性単身世帯(無業)	168	83.2	1.0	3.0	84.8	2.3	0.1	0.0	0.6	21.2	63.6		
Vickery(1977)	168	81.4	1.0	2.5	86.6	-	-	-	-	31.0	55.6		

注：<sup>\*1</sup> 最低限必要家事時間 (T<sub>1</sub>) は家事の外部化 (お惣菜の購入や保育サービスの利用など) をしない場合に最低限必要となる家事時間で、少なくとも世帯に1人無業の成人がいる世帯の家事時間の平均値を当てはめた。

<sup>\*2</sup> 子どもの年齢と数により育児時間が異なるため、「平成23年社会生活基本調査」に合わせて、世帯を分類した。なお、家事の外部化をしない場合に必要となる家事時間を把握するため、6歳未満の子どもについては保育園や幼稚園に在園していない世帯の家事時間を参照した。

<sup>\*3</sup> ひとり親世帯においては、無業の母子世帯 (母と子のみからなる世帯) における家事時間を参照した。子どもの数別の集計値がなかったため、母子世帯全体の平均値を参照している。

<sup>\*4</sup> 男性単身世帯の家事時間の平均値が他世帯と比較して大幅に短く、すでに家事の外部化がなされていることが理由であると考え、この世帯における最低限必要家事時間を女性単身世帯の値で代用した。

<sup>\*</sup> ふたり親と子ども1人からなる世帯における値。

<sup>\*\*</sup> 夫婦ふたり世帯における値。

<sup>\*\*\*</sup> ひとり親と子ども1人からなる世帯における値。

出所：総務省「平成23年社会生活基本調査」統計表を用いて筆者らが作成。

世帯の多くでは、自炊をせず外食が多いなど、すでに家事の多くが外部化されていることが考えられるため、男性の単身世帯の最低限必要家事時間については、女性の単身世帯の家事時間を代用することとした。

表2には、「平成23年社会生活基本調査」を参照した世帯類型ごとの基礎的活動時間および最低限必要家事時間 (T<sub>1</sub>) を掲載している。分析対象となる世帯類型については、後述するとおり、「平成23年社会生活基本調査」における世帯類型に合わせている。本稿で用いる世帯類型ごとの各生活時間に加えて、比較対象として、先行研究 (Vickery, 1977; Harvey and Mukhopadhyay, 2007) で用いられた生活時間についても併せて掲載している。基礎的活動時間および最低限必要家事時間においても、本稿で設定した値は先行研究の値より小さく、その分時間貧困線が低くなる。この理由は、OECD (2011) による国際比較でも明らかにされているとおり、日本人が余暇や個人

11) OECD (2011) p.130, Figure 6.2.

的ケアに費やす時間は諸外国と比較して短いためと考えられ、日本の状況・慣習を反映した時間貧困線である点に注意が必要である。

### (3) 家事労働の代替率の設定

前述のとおり、本稿では、家事サービスの購入（外食や保育サービスの利用など）といった所得による時間の代替を想定し、これにより所得貧困に陥る世帯がどの程度あるか確認する。この際、家事サービスの価格を設定する必要があるが、先行研究においてもそれぞれ独自の方法で価格を設定している。Vickery (1977) では、家事労働の代替率を2ドルから2.5ドルと設定しており、この金額は当時の皿洗いや清掃作業員の時給と比較して妥当であるとしている。そのうえで、代替率が常に一定のケースや、代替率が通増するケース（外食のように安いものから始め、保育のようにお金がかかるものを後に回す）を検討している。一方、Harvey and Mukhopadhyay (2007) では、代替率に当時の最低賃金（1998年時点で6.55カナダドル）を当てはめて計算している。

家事労働の代替率の設定にはほかにもさまざまな方法が考えられるが、本稿では現実の市場における各家事サービスの時間当たり価格を当てはめることとする。具体的には、 $T_1$ における家事内容として買い物、家事、育児の3つを想定し、それぞれの実際の時間配分に従って屈折点を設けた。<sup>12)</sup> 具体的には、買い物においては、食糧品および日用品の宅配サービスを想定し、大手運輸会社の冷蔵宅配サービスの価格を参考に、代替率を833円/時間と設定した。<sup>13)</sup> 家事（掃除、洗濯など）については、大手家事代行サービス業者における1時間当たりの家事代行サービスの価格3,240円（税込み）を代替率として当てはめた。育児については、10歳未満の子どもがいる世帯を対象に、保育園児1人当たりに対しては、総務省「平成23年小売物価統計調査」より各都道府県の県庁所在地の認可保育所の月額保育料から割り出した時間当たり保育料を、<sup>14)</sup> それ以外の子ども1人当たりについては、大手ベビーシッター業者における1時間当たりの料金4,464円（税込み）<sup>16)</sup> を当てはめた。<sup>17)</sup>

12) ただし、単身世帯、夫婦ふたり世帯では育児の必要性がないため、育児の割合は0%で屈折点は1つのみ、また末子が10歳以上の世帯においても育児サービスは必要ないと仮定し、同様に育児の割合を0%とした。

13) 大手運輸会社の冷蔵宅配サービス972円（2kgまで）を週3回利用すると仮定。時間換算するために、1日当たり30分で毎日買い物する代わりに、宅配サービスを利用すると考えると、 $(972円 \times 3回) \div (0.5時間 \times 7日) = 833円$ で、買い物に関する1時間当たりの代替率が833円となる。

14) 本稿で利用するJHPSでは、世帯の子ども一人ひとりが保育所に通っているか否かについては把握できるが、その保育所が認可保育所か否か、また、保育料をいくら支払っているのかについては把握できない。

15) 認可保育所では、市区町村ごとに、子どもの年齢や数、世帯所得税額に応じて保育料が異なる。総務省「平成23年小売物価統計調査」では、各県の県庁所在地にある認可保育所において、所得税額16万5,000円の世帯が2歳児1人を入所させる際に必要となる保育料を掲載している。分析対象の世帯ごとに所得税額の算出、および、居住する市区町村ごとの保育料の設定の情報収集をすることは膨大な作業量になるため、本稿では、次善の策として、「平成23年小売物価統計調査」の値を参照する。

16) 1時間当たりの税抜き価格3,300円に交通費900円一律を加えたものである。なお、参照した業者では、託児したい子どもが2人以上いる場合は、2人目以降は半額という設定になっているので、本稿の分析でもそのように価格を設定した。

17) 複数の育児サービスを併用（保育所や幼稚園に登園している時間以外に、ベビーシッターを雇っているなど）しているケースも考えられるが、本稿の分析ではそのようなケースは検討していない。

#### 4. データ

本稿で用いるデータは慶應義塾大学パネルデータ設計・解析センターによる「日本家計パネル調査 (Japan Household Panel Survey: JHPS)」である。JHPS は2009年より全国の成人男女約4,000人を対象に開始されたパネル調査であり、世帯構成、就業状況、所得、生活時間、居住状況など幅広い項目を調査している。本稿では分析に必要となる「通勤時間」に関する質問項目を含む2011年 (JHPS2011) から2013年 (JHPS2013) のデータをプールして分析を行う。

また、世帯内の成人の生活時間 (主に労働時間) の情報をもとに時間貧困を測るため、その情報を正確に把握することができる世帯に分析対象を限定する<sup>18)</sup>。JHPS では調査対象者とその配偶者のみに、生活時間に関する質問をしており、世帯に夫婦以外の成人がいる場合、その人の詳細な情報をデータから把握することができない。それゆえ、分析対象は、20歳未満の子どもと夫婦からなる世帯 (ふたり親世帯)、20歳未満の子どもとひとり親からなる世帯 (ひとり親世帯)、単身世帯 (学生を除く)、夫婦ふたり世帯 (子どもがいない世帯、もしくは子どもと同居していない世帯)、以上4つのタイプに限定する。また、夫もしくは妻が単身赴任をしている世帯についても、世帯所得の正確な把握が難しいため、分析対象から除外する。さらに、夫婦のいずれかが65歳以上の世帯は分析対象から除外し、就労世代の貧困に焦点を当てることとする。なお、分析では、総務省「平成23年社会生活基本調査」における世帯類型に合わせて、分析対象を以下の7世帯に分類する。また、十分なサンプルサイズを確保するため、分析によっては、「ふたり親と6歳未満の子が1名からなる世帯」と「ふたり親と6歳未満の子が2名以上からなる世帯」を一括りにする。

- ・男性単身世帯
- ・女性単身世帯
- ・ひとり親世帯
- ・ふたり親と末子が6歳以上の子からなる世帯 (長子は20歳未満)
- ・ふたり親と6歳未満の子が1名からなる世帯 (長子は20歳未満)
- ・ふたり親と6歳未満の子が2名以上からなる世帯 (長子は20歳未満)
- ・夫婦ふたり世帯

その他、分析で用いる変数は、対象者および配偶者の就労状況を示す変数、週当たり労働時間および通勤時間、子どもの年齢、子どもの就学状況であり、これらの変数がすべて揃う世帯に分析対象を絞る。また、本稿の分析では、さまざまな条件にもとづいて分析対象を分類するため、単年度のデータ、とりわけひとり親世帯でサンプルサイズが小さくなってしまおうという問題がある。そこで次善の策として、2011年から2013年のデータをプールして分析を行うこととする。そ

18) 子育て期の世帯において、祖父母との同居の有無は生活水準を左右する重要な要素であり、時間貧困を救う重要な要素でもある。JHPS では、三世代同居をしている世帯も調査対象として網羅しているが、そのような世帯において成人世帯員全員の生活時間を把握することができないため、残念ながら今回は分析対象から除外した。



の結果、3年分のデータをプールした分析対象数は2,544世帯である。

内訳は、男性単身世帯が221世帯、女性単身世帯が141世帯、ひとり親世帯が73世帯、ふたり親で末子が6歳以上の世帯が893世帯（うち共働き656世帯）、ふたり親で6歳未満が1名のみの世帯が421世帯（うち共働きは188世帯）、ふたり親で6歳未満が2人以上いる世帯が185世帯（うち共働きは51世帯）、夫婦ふたり世帯が610世帯（うち共働きは369世帯）となっている。

なお、JHPSの標本特性についても言及しておこう。直井・山本（2010）では、JHPSの初年度データ（JHPS2009）における代表的な変数について、公表統計との比較を行っている。そのなかで、「設問形式や調査時期に違いがある場合を除き、対象者の性別や就業形態、世帯の資産・収入・支出状況といった属性は、他の公表統計と似通った分布を示した。ただし、高齢者や単身世帯の構成比、居住形態などの一部の属性に関しては、対象者の回答行動への影響を介して、母集団からの乖離が存在している可能性がある」（直井・山本、2010、p.26）と述べられており、JHPS2009は代表性の高いデータであることが示されている。本稿では、分析対象を就労世代の特定世帯に限定していること、また、第3回から第5回調査のデータを利用しておりサンプル脱落による影響を少なからず受けていることから、分析対象全体が必ずしも日本の縮小図になっているわけではないことに留意されたい。

ちなみに、生活保護の扶助基準にもとづき、厚生労働省「所得再分配調査」の個票データを用いて貧困率を計測した橘木・浦川（2006）の研究によると、2001年の就労世代における単身世帯の貧困率は19.5%、核家族世帯の貧困率は6.6%であった。一方、本稿のJHPSによる推定では、就労世代における単身世帯の貧困率（男女計）が18.8%、核家族世帯（夫婦と子どもからなる世帯および夫婦ふたり世帯）の貧困率が9.3%となっている。調査時期が異なるので直接の比較は困難であるが、単身世帯の貧困率においては「所得再分配調査」を用いた推定と比較的近い値が得られているといえる。

## 5. 分析結果

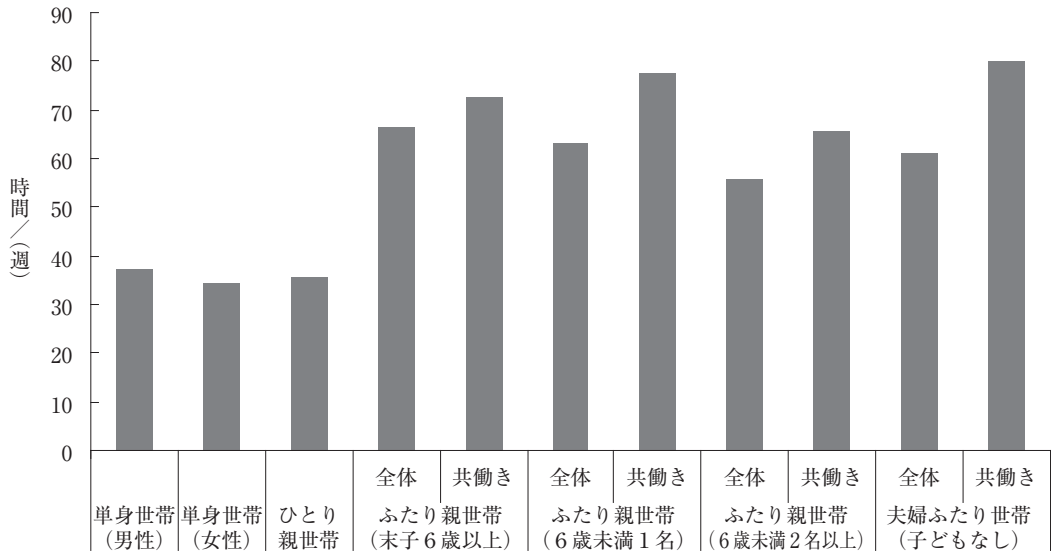
### （1）時間貧困について

まずは、時間貧困の重要な決定要因である世帯類型別の夫婦（単身世帯およびひとり親世帯の場合は世帯主）の労働時間の合計値を図2で確認する。単身世帯およびひとり親世帯では労働時間が週40時間に満たない。一方、有配偶世帯（ふたり親と子どもの世帯、夫婦ふたり世帯）では、共働きのケースのみを比較すると、夫婦ふたり世帯の労働時間がもっとも長く、次いで、ふたり親と未就学児（6歳未満）が1人の世帯で長い。未就学児が2人以上の世帯では労働時間の合計値がもっとも短い。すなわち、子育ての負担に合わせて労働時間を調整している可能性があることがうかがえる。このことは夫婦の働き方の組み合わせ（図3）にも表れており、未就学児が1人

19) 赤林他（2013）ではJHPSのサンプル脱落の要因分析を行っている。その結果、調査からの脱落と有意に関係のある属性として、この1年間における転居経験、若年層、低学歴、単身、不健康などを挙げているが、調査回ごとに結果が異なると述べている。



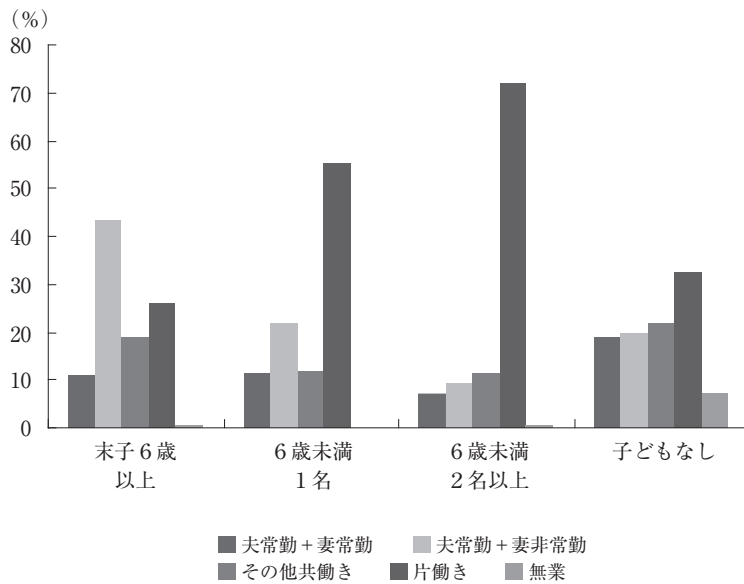
図2 世帯類型別の夫婦（もしくは世帯主）の労働時間の合計値（平均値）



注：単身世帯およびひとり親世帯においては世帯主の労働時間を表記している。

出所：JHPS2011-2013を用いて筆者らが作成。

図3 世帯類型別の夫婦の働き方



出所：JHPS2011-2013を用いて筆者らが作成。

の世帯では片働きや夫常勤で妻非常勤の組み合わせが高いが、未就学児が2人の世帯では夫常勤で妻非常勤という組み合わせも減り片働きの割合が増える。末子が6歳以上の世帯が示すとおり、子どもが就学するようになると片働きの割合は減り、代わりに夫常勤で妻非常勤の組み合わせが大幅に増えている。

次に、世帯類型別の時間の貧困の程度について確認していく。表3では、各世帯における時間貧困の深さとして、配分可能時間 ( $T_a$ ) から労働時間と通勤時間の合計値 ( $T_w$ ) を差し引いた余暇時間をみている。配分可能時間 ( $T_a$ ) には最低限必要家事時間は含まれないため、余暇時間が負であると最低限必要な家事時間を確保することができていない、すなわち時間貧困の状態であると判断する。もっとも余暇時間の短い世帯はひとり親世帯で、ひとり親世帯の全体における平均値は6.3時間/週である。また、有配偶世帯においては当然のことながら共働き世帯で余暇時間が短く、なかでも未就学児(6歳未満)を持つ世帯では余暇時間の平均値が短いことがわかる。世帯類型ごとに余暇時間が負になる世帯、すなわち時間貧困に陥っている世帯の割合をみると、ひとり親世帯で40%ともっとも高く、次いで、夫婦と未就学児の子どもからなる共働き世帯で28%と高いことがわかる。意外にも、単身世帯でも時間貧困率が10%を超えている。また、末子が6歳以上のふたり親世帯、および夫婦ふたり世帯では、時間貧困率が1割に満たない。

単身世帯を除くと、育児が時間貧困を招く重要な要因の1つであると考えられるが、それでは、子どもを持つ世帯において時間貧困が子どもとのかかわりにどのような影響を与えているのだろうか。図4では、1週間に子どもと一緒に夕飯をとる頻度について、時間貧困世帯とそうでない世帯とでどの程度の違いがあるかを示している<sup>20)</sup>。その結果、時間貧困ではない世帯では、7割弱の世帯がほぼ毎日もしくは週5~6日は子どもと一緒に夕飯をとっていると回答している一方で、時間貧困世帯では、ほぼ毎日一緒に夕飯をとっている割合が5割に満たず、週に1~2日と回答している世帯が3割程度ある。一例ではあるが、長時間労働や家事負担により子どもとの時間が削られていることがわかる。

## (2) 所得と時間による2次元的貧困

ここでは、図1に示された所得と時間による2次元的な貧困線により世帯類型ごとの貧困率を確認していく。まずは、世帯類型・夫婦の就業形態ごとに所得貧困率と時間貧困率および同時貧困率(所得貧困かつ時間貧困である割合)について検討する(表4)。所得貧困率に関しては、特に子どものいる世帯でやや高めに計測されている。これは、住宅扶助手当に加え児童養育加算や教育扶助加算等も考慮した扶助基準を用いて所得貧困線を算出していることが1つの理由である。また、海外の先行研究の分析と同様に、ひとり親世帯では所得貧困率も時間貧困率も高く、そのうえ、同時貧困率も3割弱と非常に高い傾向にあることがわかる。単身世帯においても所得貧困

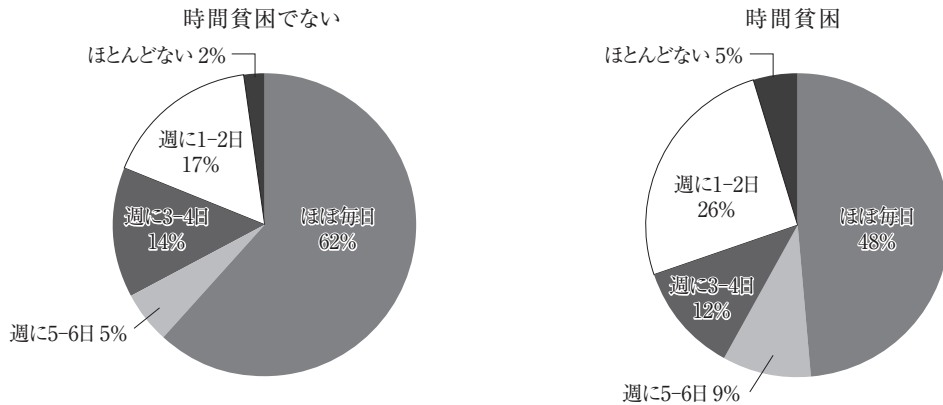
20) 分析対象となるサンプルサイズが小さいため、調査対象者である親の性別や子どもの年齢はコントロールしていない。念のため、親の性別をコントロールして同様の分析をしたところ、全体として父親のほうが母親よりも一緒に夕飯をとる頻度は低いものの、時間貧困世帯で一緒に夕飯をとる頻度が低いという同様の傾向が確認できた。

表3 世帯類型別の貧困の程度（配分可能時間（ $T_a$ ）－労働および通勤時間（ $T_w$ ））

	$T_a - T_w$ （時間/週）		世帯数	うち時間不足 （ $T_a - T_w$ が負）	時間不足 割合
	平均値	標準偏差			
単身世帯（男性）	23.0	24.2	221	23	10%
単身世帯（女性）	24.7	24.2	141	20	14%
ひとり親世帯	6.3	19.9	73	29	40%
ふたり親世帯（末子6歳以上）	全体	44.9	893	43	5%
	共働き	38.1	24.6	656	42
ふたり親世帯（6歳未満1名以上）	全体	28.6	606	73	12%
	共働き	13.6	25.4	239	67
夫婦ふたり世帯（子どもなし）	全体	62.3	610	20	3%
	共働き	42.2	25.8	369	20

出所：JHPS2011-2013を用いて筆者らが作成。

図4 時間貧困と家族のつながり——子どもと夕食を共にする頻度



出所：JHPS2011-2013を用いて筆者らが作成。

率および時間貧困率が1割から2割の間とやや目立つが、同時貧困率については低く、単身世帯では所得と時間がトレードオフの関係にある可能性がうかがえる。ふたり親世帯においては、夫・妻ともに常勤の共働き世帯では、ダブルインカムのため所得貧困は低いが、時間貧困率が高いことがうかがえる。また、未就学児（6歳未満）を抱えている世帯では、共働き世帯における同時貧困率も僅かであるが目につく。夫婦ふたり世帯では、所得貧困率も時間貧困率も低く、生活に余裕があることがうかがえる。

次に、図1に示すとおり、5つの貧困タイプ（「非貧困」「所得貧困・時間非貧困」「所得貧困・時間貧困」「時間調整後所得貧困」「時間調整後所得非貧困」）について世帯類型ごとにその割合を算出する（表5）。「時間調整後所得貧困」については前述のとおり、買い物、家事、育児について市場にて家事サービスを購入することで、家事労働を代替することを想定し算出した。「所得非貧困・時間貧困」世帯において市場で家事サービスを購入することで可処分時間を稼ぐことができ

表4 時間貧困と所得貧困

		人数	所得貧困	時間貧困	同時貧困
単身世帯 (男性)		221	15.4%	10.4%	0.0%
単身世帯 (女性)		141	24.1%	14.2%	2.8%
ひとり親世帯		73	75.3%	39.7%	28.8%
ふたり親世帯 (末子6歳以上)	夫常勤+妻常勤	98	3.1%	17.3%	0.0%
	夫常勤+妻非常勤	387	5.2%	2.6%	0.0%
	その他共働き	171	19.9%	8.8%	0.6%
	片働き	233	10.3%	0.4%	0.0%
	無業	4	-	-	-
ふたり親世帯 (6歳未満1名以上)	夫常勤+妻常勤	60	8.3%	56.7%	5.0%
	夫常勤+妻非常勤	109	12.8%	16.5%	2.8%
	その他共働き	70	30.0%	21.4%	2.9%
	片働き	366	13.9%	1.6%	0.3%
	無業	1	-	-	-
夫婦ふたり世帯 (子どもなし)	夫常勤+妻常勤	116	1.7%	7.8%	0.9%
	夫常勤+妻非常勤	120	0.0%	2.5%	0.0%
	その他共働き	133	3.0%	6.0%	0.0%
	片働き	197	4.6%	0.0%	0.0%
	無業	44	-	-	-
合計		2,544	12.5%	8.2%	1.4%

注：サンプルサイズが50以下の分類については、各種貧困率の掲載を割愛している。

出所：JHPS2011-2013を用いて筆者らが作成。

表5 世帯類型別にみたいろいろな貧困率

	所得貧困				
	非貧困	時間貧困			
		所得貧困・ 時間非貧困	所得貧困・ 時間貧困	時間調整後 所得貧困	時間調整後 所得非貧困
単身世帯	70.4%	17.7%	1.1%	5.2%	5.5%
ひとり親世帯	13.7%	46.6%	28.8%	2.7%	8.2%
ふたり親世帯 (末子6歳以上)	86.0%	9.2%	0.1%	1.5%	3.2%
ふたり親世帯 (6歳未満1名以上)	74.3%	13.7%	1.5%	4.1%	6.4%
夫婦ふたり世帯 (子どもなし)	93.6%	3.1%	0.2%	0.3%	2.8%
合計	80.7%	11.1%	1.4%	2.4%	4.4%

出所：JHPS2011-2013を用いて筆者らが作成。

るが、それにより所得貧困に陥ってしまう「時間調整後所得貧困」世帯は、全体で2.4%いることがわかる。なかでも、単身世帯で5.2%、未就学児を持つふたり親世帯で4.1%と割合が高い。すなわち、所得のみで測った貧困線においては、「所得貧困・時間貧困」および「所得貧困・時間非貧困」世帯しか問題視されないが、時間という観点を加えて貧困をみると、「時間調整後所得貧困」世帯についても、所得における貧困層としてカウントする必要があることがみえてくる。

### (3) 多変量回帰分析

ここでは、時間貧困、所得貧困、一方貧困（時間貧困もしくは所得貧困のいずれか）の要因につ

いて、ロジスティック・モデルを用いて各変数との関連を確認していく。分析対象は、これまでの分析対象2,544世帯のうち、多変量解析で用いる変数がすべて揃う2,462世帯であり、有配偶世帯（ふたり親と子どもからなる世帯、夫婦ふたり世帯）に絞ると2,032世帯となる。記述統計量は表6に示すとおりである。

表7では全世帯を対象に、それぞれ時間貧困、所得貧困、一方貧困を被説明変数においたモデルの推計結果を、表8では有配偶世帯（ふたり親と子どもからなる世帯、夫婦ふたり世帯）を対象に、時間貧困、所得貧困、一方貧困（時間貧困もしくは所得貧困のいずれか）を被説明変数においたモデルの推計結果を掲載している。時間貧困（時間貧困ならば1、それ以外は0）を被説明変数にしたモデルでは、共通する変数として、所得貧困と時間貧困との関係を測る所得貧困ダミー（所得貧困ならば1、それ以外は0）、世帯主の生産性を表す変数として世帯主の学歴カテゴリー（高卒をレファレンスに、短大・高専卒ダミー、大学・大学院卒ダミー）、世帯主の年齢カテゴリー（20歳から10歳刻みで、60代をレファレンス）、居住地の環境の要因をコントロールするものとして生活保護の級地カテゴリー（1級地-1から3級地-2までの6つのカテゴリーで1級地-1をレファレンス）、調査年次カテゴリーを投入し、それに加えて、全世帯を対象とした分析では世帯類型のカテゴリー（単身世帯、ひとり親世帯、ふたり親と末子6歳以上世帯、ふたり親と末子6歳未満世帯、夫婦ふたり世帯。夫婦ふたり世帯がレファレンス）、有配偶世帯のみを対象とした分析では、夫婦の働き方の類型カテゴリー（常勤同士世帯、夫常勤+妻非常勤世帯、夫自営+妻自営世帯、夫常勤+妻自営世帯、その他共働き世帯、片働き世帯、無業世帯。片働き世帯がレファレンス）および子どもの数カテゴリー（0人、1人、2人以上。0人がレファレンス）を投入した。所得貧困（所得貧困ならば1、それ以外は0）を被説明変数にしたモデルでも、所得貧困ダミーの代わりに時間貧困ダミーを投入する点を除き、同じ説明変数を用いている。一方貧困（所得貧困もしくは時間貧困ならば1、それ以外は0）では所得貧困ダミーおよび時間貧困ダミーを除き、同じ説明変数を用いている。

表7より世帯類型について時間貧困との関連をみると、夫婦ふたり世帯と比較して、単身世帯、ひとり親世帯、ふたり親と6歳未満の子からなる世帯において有意に時間貧困に陥る確率が高く、特にひとり親世帯における時間貧困の確率が高いことが示される。また、世帯類型と所得貧困との関係においても、ひとり親世帯のオッズ比は突出して高く、レファレンスの夫婦ふたり世帯でもっとも所得貧困の確率が低いことがわかる。

また、表8における夫婦の就業形態の影響をみると、片働き世帯と比較して共働き世帯で有意に時間貧困のオッズ比が高く、特に常勤同士や自営業同士の場合、時間貧困に陥る確率が高い。所得貧困との関係については、無業世帯で所得貧困の確率をもっとも高く、夫婦とも常勤同士の世帯で所得貧困の確率をもっとも低い。

子どもの数の影響についてみると、子どもがいない場合に比べ、子どもがいる場合、有意に時間貧困の確率が高まるが、子どもの人数に応じて確率が高まるといった傾向はみられない。一方で、所得貧困との関係においては、子どもの数が増えるほど所得貧困の確率が有意に高くなっていることがわかる。

時間貧困と所得貧困の関係について、時間貧困を被説明変数とした分析における所得貧困ダ



表6 ロジット分析の記述統計量

	全世帯			有配偶世帯		
	N	mean	S.D.	N	mean	S.D.
時間貧困ダミー	2,462	0.08	0.28	2,032	0.06	0.25
所得貧困ダミー	2,462	0.13	0.33	2,032	0.09	0.29
一方貧困ダミー	2,462	0.20	0.40	2,032	0.15	0.36
世帯類型カテゴリー						
単身世帯	2,462	0.15	0.35			
ひとり親世帯	2,462	0.03	0.17			
ふたり親+末子6歳以上世帯	2,462	0.36	0.48			
ふたり親+末子6歳未満世帯	2,462	0.24	0.42			
夫婦ふたり世帯 (ref)	2,462	0.23	0.42			
夫婦の働き方類型カテゴリー						
常勤同士世帯				2,032	0.12	0.33
夫常勤+妻非常勤世帯				2,032	0.30	0.46
夫自営+妻自営世帯				2,032	0.04	0.20
夫常勤+妻自営世帯				2,032	0.05	0.22
その他共働き世帯				2,032	0.38	0.49
片働き世帯 (ref)				2,032	0.37	0.48
無業世帯				2,032	0.02	0.15
子どもの人数						
0人				2,032	0.28	0.45
1人				2,032	0.20	0.40
2人以上				2,032	0.52	0.50
世帯主学歴カテゴリー						
高卒未満	2,462	0.41	0.49	2,032	0.40	0.49
短大・高専他卒	2,462	0.16	0.36	2,032	0.15	0.36
大学・大学院卒 (ref)	2,462	0.43	0.50	2,032	0.45	0.50
世帯主年齢カテゴリー						
世帯主20代	2,462	0.05	0.23	2,032	0.04	0.19
世帯主30代	2,462	0.29	0.45	2,032	0.30	0.46
世帯主40代	2,462	0.35	0.48	2,032	0.38	0.48
世帯主50代	2,462	0.18	0.39	2,032	0.18	0.39
世帯主60代 (ref)	2,462	0.12	0.33	2,032	0.11	0.31
生活保護の級地カテゴリー						
1級地-1	2,462	0.29	0.46	2,032	0.28	0.45
1級地-2	2,462	0.18	0.38	2,032	0.18	0.39
2級地-1	2,462	0.23	0.42	2,032	0.23	0.42
2級地-2	2,462	0.07	0.26	2,032	0.07	0.26
3級地-1	2,462	0.17	0.38	2,032	0.18	0.39
3級地-2	2,462	0.06	0.24	2,032	0.06	0.24
調査年次カテゴリー						
2011年調査	2,462	0.38	0.48	2,032	0.38	0.49
2012年調査	2,462	0.33	0.47	2,032	0.33	0.47
2013年調査 (ref)	2,462	0.29	0.46	2,032	0.29	0.46

出所：JHPS2011-2013を用いて筆者らが作成。

表7 ロジット分析の推定結果 I (全サンプル)

	推定式 (1)		推定式 (2)		推定式 (3)	
	時間貧困		所得貧困		一方貧困	
	odds ratio	z 値	odds ratio	z 値	odds ratio	z 値
世帯類型カテゴリー						
単身世帯	3.52***	4.15	6.50***	6.68	5.40***	7.85
ひとり親世帯	23.90***	7.90	104.01***	11.65	78.29***	11.07
ふたり親+末子6歳以上世帯	1.13	0.39	3.15***	4.02	2.13***	3.52
ふたり親+末子6歳未満世帯	3.06***	3.74	4.70***	5.22	3.90***	6.11
夫婦ふたり世帯 (ref)						
所得貧困ダミー	0.58**	-2.17				
時間貧困ダミー			0.59**	-2.04		
世帯主学歴カテゴリー						
高卒未満	0.93	-0.43	2.35***	5.48	1.66***	4.11
短大・高専他卒	0.76	-1.18	2.14***	3.88	1.25	1.32
大学・大学院卒 (ref)						
世帯主年齢カテゴリー						
世帯主20代	5.39***	3.13	1.07	0.18	1.80*	1.93
世帯主30代	4.71***	3.13	1.49	1.39	2.25***	3.21
世帯主40代	4.71***	3.13	0.70	-1.20	1.33	1.11
世帯主50代	4.27***	2.86	1.01	0.02	1.56*	1.70
世帯主60代 (ref)						
生活保護の級地カテゴリー						
1級地-1 (ref)						
1級地-2	0.68*	-1.69	0.99	-0.05	0.94	-0.43
2級地-1	0.54***	-2.71	0.54***	-3.20	0.59***	-3.32
2級地-2	0.96	-0.12	0.32***	-3.50	0.57**	-2.37
3級地-1	0.80	-0.97	0.56***	-2.76	0.68**	-2.21
3級地-2	0.77	-0.77	0.31***	-3.36	0.43***	-3.13
調査年次カテゴリー						
2011年調査	1.12	0.58	1.20	1.10	1.12	0.82
2012年調査	1.06	0.31	1.08	0.47	1.01	0.08
2013年調査 (ref)						
サンプルサイズ	2,462		2,462		2,462	
対数尤度	-629.41		-778.05		-1045.74	
疑似決定係数	0.102		0.170		0.14	

出所：JHPS2011-2013を用いて筆者らが作成。

表8 ロジット分析の推定結果Ⅱ (有配偶サンプル)

	推定式(4)		推定式(5)		推定式(6)	
	時間貧困		所得貧困		一方貧困	
	odds ratio	z 値	odds ratio	z 値	odds ratio	z 値
夫婦の働き方類型カテゴリー						
常勤同世帯	33.02***	8.41	0.33***	-2.99	2.66***	5.06
夫常勤+妻非常勤世帯	0.23***	-4.51	0.23***	-5.21	0.20***	-6.85
夫自営+妻自営世帯	28.69***	6.60	2.87***	3.44	5.31***	6.10
夫常勤+妻自営世帯	5.48***	2.82	0.77	-0.65	1.18	0.52
その他共働き世帯	27.07***	7.03	2.30***	3.23	4.51***	6.71
片働き世帯 (ref)						
無業世帯	(omitted)		5.19***	3.27	6.10***	3.65
子どもの人数						
0人 (ref)						
1人						
2人以上						
所得貧困ダミー	0.56	-1.51				
時間貧困ダミー			0.70	-0.97		
世帯主学歴カテゴリー						
高卒未満	0.77	-1.21	1.85***	3.36	1.37**	2.18
短大・高専他卒	0.55*	-1.92	1.57*	1.90	1.06	0.31
大学・大学院卒 (ref)						
世帯主年齢カテゴリー						
世帯主20代	11.50**	2.05	10.69***	4.76	10.74***	5.10
世帯主30代	32.59***	3.39	8.93***	5.34	12.86***	6.74
世帯主40代	14.26***	2.59	3.46***	3.01	5.22***	4.36
世帯主50代	8.52**	2.05	3.14***	2.58	4.00***	3.48
世帯主60代 (ref)						
生活保護の級地カテゴリー						
1級地-1 (ref)						
1級地-2	1.05	0.18	1.01	0.05	1.07	0.38
2級地-1	0.62	-1.52	0.73	-1.38	0.68**	-1.99
2級地-2	1.67	1.37	0.44**	-2.06	0.84	-0.61
3級地-1	1.01	0.02	0.79	-0.95	0.83	-0.93
3級地-2	0.51	-1.50	0.52	-1.62	0.48**	-2.24
調査年次カテゴリー						
2011年調査	1.23	0.84	1.33	1.43	1.23	1.29
2012年調査	1.23	0.84	1.15	0.68	1.15	0.80
2013年調査 (ref)						
サンプルサイズ	1,983		2,032		2,032	
対数尤度	-384.24		-564.31		-777.82	
疑似決定係数	0.208		0.109		0.109	

出所：JHPS2011-2013を用いて筆者らが作成。

	推定式 (7)		推定式 (8)		推定式 (9)	
	時間貧困		所得貧困		一方貧困	
	odds ratio	z 値	odds ratio	z 値	odds ratio	z 値
夫婦の働き方類型カテゴリ						
常勤同士世帯	41.81***	8.85	0.42**	-2.26	3.52***	6.23
夫常勤+妻非常勤世帯	0.21***	-4.75	0.21***	-5.35	0.18***	-7.09
夫自営+妻自営世帯	32.47***	6.76	2.94***	3.40	5.79***	6.15
夫常勤+妻自営世帯	5.68***	2.87	0.68	-0.95	1.10	0.30
その他共働き世帯	31.54***	7.27	2.44***	3.35	5.01***	6.95
片働き世帯 (ref)						
無業世帯	(omitted)		7.51***	3.77	8.71***	4.20
子どもの人数						
0人 (ref)						
1人	3.22***	3.45	2.34**	2.18	2.66***	3.74
2人以上	2.90***	3.43	6.62***	5.29	4.78***	6.51
所得貧困ダミー	0.49*	-1.86				
時間貧困ダミー			0.65	-1.16		
世帯主学歴カテゴリ						
高卒未満	0.72	-1.48	1.81***	3.16	1.33*	1.92
短大・高専他卒	0.52**	-2.04	1.54*	1.80	1.03	0.15
大学・大学院卒 (ref)						
世帯主年齢カテゴリ						
世帯主20代	6.05	1.49	3.04*	1.90	4.09***	2.79
世帯主30代	14.88***	2.57	2.19	1.53	4.23***	3.37
世帯主40代	6.20*	1.73	0.90	-0.22	1.69	1.22
世帯主50代	4.89	1.50	1.58	0.92	2.24*	1.88
世帯主60代 (ref)						
生活保護の級地カテゴリ						
1級地-1 (ref)						
1級地-2	0.96	-0.13	1.00	0.01	1.02	0.12
2級地-1	0.62	-1.53	0.68*	-1.65	0.65**	-2.22
2級地-2	1.68	1.36	0.41**	-2.21	0.80	-0.80
3級地-1	0.97	-0.10	0.87	-0.55	0.86	-0.75
3級地-2	0.47*	-1.66	0.47*	-1.83	0.42***	-2.58
調査年次カテゴリ						
2011年調査	1.30	1.06	1.37	1.56	1.29	1.55
2012年調査	1.25	0.89	1.18	0.76	1.17	0.91
2013年調査 (ref)						
サンプルサイズ	1,983		2,032		2,032	
対数尤度	-376.23		-540.06		-751.02	
疑似決定係数	0.225		0.147		0.140	

ミーの係数は、全世帯を対象としたもので有意に負の値（オッズ比が未満）を示しているが、有配偶世帯のみを対象としたものでは負の値を示しているものの有意水準が低い。この点、所得貧困を被説明変数とした分析における時間貧困ダミーの影響をみると、同じく全世帯を対象とした分析では所得貧困と時間貧困に有意な負の関係（オッズ比が1未満）を示しているが、有配偶世帯のみを対象とした分析では有意な値を示していない。有配偶世帯のサンプルは、分析対象の7割が子どものいる世帯であり、夫婦の働き方の変数をコントロールすると、余暇を削って働くといった時間とお金の単純なトレードオフが、育児負担があることで実現困難な面があることを示唆する。

世帯主の学歴の影響をみると、所得貧困に対してはいずれの推計式においても高学歴ほど所得貧困になりにくいということが確認できるが、時間貧困に対しては有配偶世帯に限定した分析のみで、大学・大学院卒の場合、有意に時間貧困に陥る確率が低い、それ以外では有意な関係はみられない。個々人の学歴が生産性の高さを示しているとする、世帯主の生産性が高いほど時間のマネジメントが上手く時間貧困に陥りにくいことが浮かび上がったのかもしれないが、この点についてはさらなる検討を要する。

世帯主の年齢についてみると、若年層ほど時間貧困に陥る可能性が高いことがわかるが、有配偶世帯について子どもの数をコントロールすると世帯主の年齢効果が弱まる。所得貧困に対する世帯主年齢の影響については、全世帯を対象とした分析では有意な影響はなく、有配偶世帯においても、子どもの数をコントロールすると世帯主の年齢の影響はなくなる。

居住地の環境の要因を示す生活保護の級地の影響をみると、世帯類型や世帯主の学歴・年代の情報をコントロールしたもとは、むしろ大都市部のほうが、中小都市部や過疎地域よりも、時間貧困ならびに所得貧困に陥る確率が高いことがわかる。

## 6. 結論

本稿では、所得における貧困に加え、家庭生活において必要な時間（家事・育児など）が確保されているかどうかに着目して時間の貧困を定義し、所得と時間の2次元から日本の貧困率の計測を試みた。日本における貧困率の拡大を指摘する先行研究の多くが所得や資産といった金銭的な尺度を用いた貧困研究であったが、時間も生活水準を決定づける重要な要因の1つであり、人間が生活していくうえでお金と同様に有限な資源である。所得と時間という2次元から貧困を捉えた研究は、諸外国においては研究がなされているものの、日本においては筆者らが知る限り未着手のテーマであり、日本の貧困研究に新たな見解を示すことができた。

新たな見解として、第1に、時間貧困の発生要因として、就業と子育ての2つが重要な要因であることを明らかにできた。時間貧困に陥りやすい世帯としてもっとも目立つのがひとり親世帯である。ひとり親世帯では、1人の親が子育てと就業を一手に担うため、金銭的・物的補助がない限り、必然的に時間不足は避けられない。もっとも本稿では、データの制約上、祖父母やその他家族との同居により時間不足を軽減している世帯については分析対象に含めることができな



かったため、ひとり親世帯における時間不足をより深刻に捉えている可能性があり、今後も別調査を用いた検討を要する。ひとり親世帯に次いで、就業と子育てにより時間不足に直面しているのは、未就学児を抱える共働き（特に夫婦ともに常勤）のふたり親世帯である。ふたり親世帯では、子どもが成長し子育ての負担が軽減すると、共働きであっても時間不足に陥る確率が減ることも分析から明らかになった。さらに、子育ての負担がない単身世帯においても時間不足が無視できない割合で発生していることもわかった。労働時間の長期化や、不安定雇用の拡大によりいくつもの働き口を掛け持つといった状況も珍しくなく、子育ての負担がなくても時間不足に陥ることが示されている。

新たな見解の第2として、所得貧困と時間貧困が関連しているか、すなわち、「貧乏暇なし」は存在するのかという点についても知見を得ることができた。まず、単身世帯においては、時間貧困率と所得貧困率はそれぞれ高いものの、それらは独立に発生しており、時間貧困と所得貧困はトレードオフの関係にあることがうかがえた。一方で、子育ての負担から十分な労働時間を確保することができないひとり親世帯では、所得貧困と時間貧困がほぼ同時に発生しているケースが多いことがわかった。また、ふたり親と子どもからなる世帯においては、夫婦共働きの場合、特に夫婦ともに常勤職で就労している場合、時間貧困率が高い一方で所得貧困率は低い傾向にある。しかし、未就学児を抱える世帯においては、僅かであるが同時貧困を経験している世帯があることが確認できた。この点、多変量解析からも、有配偶世帯においても時間貧困と所得貧困が必ずしもトレードオフの関係にはないことが示された。

新たな見解の第3として、家事サービスの購入といった家事の外部化により時間貧困を所得で代替することで、所得貧困に陥る世帯はどの程度あるのかという点についても計測することができた。従前の研究のように、所得のみで貧困を計測した場合、本稿の分析対象における貧困率は12.5%である。それに加えて、貧困計測に時間という新たな視点を加えて、時間不足に陥った世帯が家事サービスの購入により時間を稼ぐことで、所得貧困に陥るケース（2.4%）を加味すると貧困率は14.9%に上昇する。

時間はお金と同様に有限な資源であり、一定の生活水準を保つためには不足してはならないものである。多くの人が時間に追われている現代社会において、時間を稼ぐための家事の外部化の手段は幅広く用意されている。たとえば、スーパーのお惣菜売り場やファミリーレストラン、食事の宅配サービスなどは、手ごろに家事を外部化できる手段であり、所得の多寡にかかわらず幅広い層で活用されている。ワイシャツのアイロン掛けの手間をなくしてくれる衣類のクリーニングサービスなどもスーツを着る多くの男性にとっては、非常に便利な家事代替サービスの一類型である。さらに、食洗機や衣類乾燥機、ロボット型の掃除機など、家事負担を軽減するさまざまな高級家電が普及しつつある。このような状況を踏まえると、今後も時間という観点を考慮した貧困率の継続的な分析が重要である。

無論、これまでの貧困に関する多次元的な分析が示すとおり、生活の困窮状態は所得と時間の2つの指標のみで完全に把握できるものではないだろう。しかしながら、生活水準をかなりの確率に捉えることができる所得という指標に加えて、所得とは必ずしも相関を示さない時間というも

う1つの指標を加えて貧困を計測したことは、大きな意味を持つだろう。

最後に、本稿の分析から得られる政策インプリケーションについて述べておこう。第1に、所得貧困と時間貧困が同時に発生する確率の高いひとり親世帯へのより一層の支援の必要性である。所得貧困対策として就労支援は重要なことである。しかしながら、先行研究が示すとおり、欧米諸国と比較して日本のシングルマザーは顕著に労働時間が長いこと（田宮・四方, 2007）、さらに、母子世帯や父子世帯ではふたり親世帯と比べて「仕事と家庭生活の間でコンフリクト（衝突）が起きる頻度」が顕著に高い（労働政策研究・研修機構, 2012）といった現実を考えると、就労の負担の軽減や就労時間外における子育ての負担の軽減といった支援も充実させる必要がある。

第2に、未就学児を抱える共働き世帯への子育て支援もより一層の拡充が必要だろう。保育所の拡充は進みつつあるものの、東京都心部などでは未だに待機児童の多さが目に付く。企業内保育所の拡充などにより対策が練られているが、自宅近くの保育園に預けることがもっとも時間的負担が軽い。時短制度の活用も目立つが、たとえば、体力的にも余裕のある若いうちに子どもを産み、子育てがひと段落してから遅めのキャリアアップを図るといったキャリアパスがあってもよいのではないか。子育ても就労も時間と体力を要す。同時進行となるとなおさらであるが、喜びややりがいを感じられる活動として存在するよう、社会的な支援を拡充させる必要があるだろう。

#### 参 考 文 献

- Becker, G. (1965) "A theory of the allocation of time," *The Economic Journal*, 75: 493-517.
- Burchardt, T. (2008) "Time and income poverty," CASE Report 57, London School of Economics, Centre for Analysis of Social Exclusion.
- Burchardt, T. (2010) "Time, income and substantive freedom: A capability approach," *Time and Society*, 19 (3): 318-344.
- Douthitt, R. (2000) "Time to do the chores?" Factoring Home-production needs into measures of poverty," *Journal of Family and Economics Issues*, 21 (1) 7-22.
- Goodin, R., A. Parpo and O.Kangas (2004) "The temporal welfare state: The case of Finland," *Journal of Social Policy*, 33 (4): 531-52.
- Goodin, R., J. Ricw, M. Bittman and S. Saunders (2005) "The time-pressure illusion: Discretionary time vs free time," *Social Indicators Research*, 73: 43-70.
- Goodin, R., J. Rice, A. Parpo and L. Eriksson (2008) *Discretionary Time: A New Measure of Freedom*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Harvey, A. and A. K. Mukhopadhyay (2007) "When twenty-four hours is not enough: Time poverty of working parents," *Social Indicators Research*, 82, 57-77.
- Kalenkoski, C. and K. S. Karmrick (2013) "How does time poverty affect behavior? A look at eating and physical activity," *Applied Economic Perspectives and Policy*, 35 (1): 89-105.
- Kalenkoski, C., K. S. Karmrick and M. Andrews (2011) "Time poverty thresholds and rates for the US population," *Social Indicators Research*, 104: 129-155.
- McGinnity, F. and H. Russell (2007) "Gender inequalities in time use—The distribution of caring, housework and employment among women and men in Ireland," The Economics and Social Research Institute, Dublin, Ireland.
- OECD (2011) *How's Life?—Measuring well-being*, OECD Press.
- Vickery, C. (1977) "The time poor: A new look at poverty," *The Journal of Human Resources*, 12 (1): 27-48.
- Warren, T. (2003) "Class-and gender-based working time? Time poverty and the division of domestic labour," *Sociol-*

- ogy, 37 (4): 733-752.
- 赤林英夫・敷島千鶴・野崎華世 (2013) 「JHPS2012調査の概況」樋口美雄・赤林英夫・大野由香子・慶應義塾大学パネルデータ設計・解析センター編『働き方と幸福感のダイナミズム——家族とライフサイクルの影響』慶應義塾大学出版会, 3-29頁。
- 阿部彩 (2007) 「日本における社会的排除の実態とその要因」『季刊社会保障研究』43 (1): 27-40。
- 石井加代子・山田篤裕 (2007) 「貧困の動態分析——KHPSに基づく3年間の動態およびその国際比較」樋口美雄・瀬古美喜・慶應義塾大学経商連携21世紀COE編『日本の家計行動のダイナミズムⅢ』慶應義塾大学出版会, 101-129頁。
- 伊藤セツ・天野寛子・天野晴子・水野谷武志編著 (2005) 『生活時間と生活福祉』光生館。
- 大竹文雄 (2005) 『日本の不平等——格差社会の幻想と未来』日本経済新聞社。
- 小塩隆士・浦川邦夫 (2008) 「2000年代前半の貧困化傾向と再分配政策」『季刊社会保障研究』44 (3): 278-290。
- 黒田祥子・山本勲 (2011) 「人々はいつ働いているのか? ——深夜化と正規・非正規雇用の関係」RIETI Discussion Paper Series 11-J-053。
- 厚生労働省 (2014) 「健康づくりのための睡眠指針2014」。
- 駒村康平 (2003) 「低所得世帯の推計と生活保護制度」『三田商学研究』46 (3): 107-126。
- 橘木俊詔 (1998) 『日本の経済格差——所得と資産から考える』岩波新書。
- 橘木俊詔・浦川邦夫 (2006) 『日本の貧困研究』東京大学出版会。
- 田宮遊子・四方理人 (2007) 「母子世帯の仕事と育児——生活時間の国際比較から」『季刊社会保障研究』43 (3): 219-231。
- 内閣府編 (2013) 『平成25年版子ども・若者白書』。
- 直井道生・山本耕資 (2010) 「日本家計パネル調査の標本設計と代表性」樋口美雄・宮内環・C. R. McKenzie・慶應義塾大学パネルデータ設計・解析センター編『貧困のダイナミズム——日本の税社会保障・雇用政策と家計行動』慶應義塾大学出版会, 3-27頁。
- 矢野真和・連合総合生活開発研究所編 (1998) 『ゆとりの構造——生活時間の6か国比較』連合総合生活開発研究所。
- 労働政策研究・研修機構 (2012) 「子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査——世帯類型別にみた『子育て』、『就業』と『貧困問題』」調査報告書。

石井加代子 [商学研究科]

浦川邦夫 [九州大学]